

第29回全国水産加工品総合品質審査会実施要領

《特別賞選定要領》

1 趣旨

近年、水産加工品の製造において輸入原魚の使用が急増しているが、これにより海外水産物市場が開拓され、他面においては原料魚供給国における水産業ならびに関連産業の発展・振興にも寄与し、国際親善にも資するところが大きい。このため、輸入原魚を使用した優れた品質の水産加工品について、原料魚供給国関係者（大使・政府商務庁）の表彰を受け、輸入原魚を使用する水産加工業者の意欲の向上に資する。

2 特別賞の対象とする原魚供給国

特別賞の対象とする原魚供給国はノルウェー、オランダ、カナダ及びアイスランドとする。

3 賞の交付

特別賞は、ノルウェー王国大使、オランダ王国大使、カナダ大使館公使及びアイスランド共和国大使から交付を受けるものとする。

4 賞の種類と数

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) ノルウェー王国大使賞 | 1点 |
| (ノルウェー産原魚使用水産加工品を対象) | |
| (2) オランダ王国大使賞 | 1点 |
| (オランダ産原魚使用水産加工品を対象) | |
| (3) カナダ大使館公使賞 | 1点 |
| (カナダ産原魚使用水産加工品を対象) | |
| (4) アイスランド共和国大使賞 | 1点 |
| (アイスランド産原魚使用水産加工品を対象) | |

5 審査

(1) 審査対象品の範囲

第29回全国水産加工品総合品質審査会に出品する水産加工品のうち、ノルウェー産、オランダ産、カナダ産及びアイスランド産原魚を主原料とするもので、特別賞の審査に申込のあったものとする。

(2) 審査基準及び審査方法

審査は次により公正を旨として行う。

1) 審査基準

審査項目は製品の原料、形状、色沢、香気、食味、技術としそれぞれ10点とし、総合点数を60点とする。

2) 審査方法

①審査は1)の基準によるほか、外国産原魚使用量が相応の規模であるものについて行う。

②外国産原魚使用量の判定は、別途添付される外国産原魚使用量等確認書による。

注) 審査対象となる製品については、(2)の確認書等(別紙2)により、予め事務局(全水加工連)において審査、選定しリストを作成する。

(3) 審査委員

別紙のとおり

(4) その他

特別賞は、原則として第29回全国水産加工品総合品質審査会において、農林水産大臣賞、水産庁長官賞、東京都知事賞、大日本水産会会長賞及び全国水産加工業協同組合連合会会長賞を受賞した製品を除くものとする。

6 出品料

(1) 特別賞に出品する出品者からは、1品につき会員及び傘下組合員については1,620円(税込)、それ以外の者については5,400円(税込)を徴収する。

(2) 特別賞に出品する出品者は、審査会の1週間前までに指定された口座へ所定の金額を振り込むこと。

付則

この選定要領は平成30年度に適用するものとする。